

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年9月30日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 2 1 5 号
令 和 2 年 1 2 月 7 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

今後の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続に関する運用上の留意事項について（通達）

標記については、これまで「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を受けての外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続に関する運用上の留意事項について（通達）」（令和2年4月13日付け警察庁丁運発第66号。以下「旧通達」という。）に基づく運用を指示してきたところであるが、今般の新型インフルエンザ感染症の情勢等を踏まえ、「「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について」（令和2年6月22日警察庁丙運発第12号）の別添「外国免許関係事務取扱い要領」（以下単に「要領」という。）に定める外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続を下記のとおり運用することとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 知識確認の基準を満たしている者の取扱い

要領第1章第1・2(3)ウにおいて、自動車の運転に必要な知識に関する質問（以下「知識確認」という。）の基準を満たしたが、自動車等の運転に関する実技（以下「技能確認」という。）の基準を満たさなかったことにより、運転免許試験の一部免除を行わなかった者が、再度運転免許の申請をする場合は、前回の申請に係る知識確認を行った日から6月間（以下「知識確認免除期間」という。）は、自動車等の運転に関する経歴に関する質問（以下「経歴確認」という。）を行った後、知識確認を行わずに技能確認をさせることができるものと規定しているところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言（以下単に「緊急事態宣言」という。）が新たに発出された場合、緊急事態宣言において指定されたいずれかの地域における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態期間」という。）の末日までに当該知識確認を受けた者から、知識確認免除期間の末日までに申出があれば、知識確認免除期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、知識確認の免除を認めること。

2 知識確認及び技能確認の基準を満たしているにもかかわらず、運転免許の拒否処分に該当するために日本免許が取得できていない者の取扱い

要領第1章第1・2(3)ウにおいて、知識確認及び技能確認の基準を満たした者が、運転免許の拒否処分に該当する者であることが判明し、拒否処分を受けた場合において、当該基準を満たした日から6月（以下「経歴確認等免除期間」という。）を経過するま

でに道路交通法第90条第9項、第10項及び道路交通法施行令第33条の4の規定による免許を受けることができない期間が終了し、再度運転免許試験の一部免除による運転免許の申請をしたときは、経歴確認及び知識確認並びに技能確認を免除することができるものと規定しているところ、緊急事態期間の末日までに当該申請をした者から、経歴確認等免除期間の末日までに申出があれば、経歴確認等免除期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、経歴確認及び知識確認並びに技能確認の免除を認めること。

3 法令等により有効期限の延長措置がなされた外国等の免許の取扱い

外国等の免許に関し、外国等の行政庁等が法令等に基づき有効期限の延長措置を講じている場合は、運転免許証に記載された免許の有効期限が経過していても、延長措置の範囲において当該免許は有効であることから、当該延長措置の内容及び対象となる運転免許の種類等を疎明する資料の提出を求めた上で、申請を受理するなど適切に対応すること。

4 その他

- (1) 緊急事態宣言において指定されている区域以外においても同様の措置が可能であることに留意すること。
- (2) 申出の受理に当たっては、後日の免許申請の際には、本件申出を行った旨を申告するよう確実に申請者に伝達すること。
- (3) 都道府県警察本部担当部署において、本件措置対象者に係る情報を一元的に管理することにより、後日の当該者による免許申請に適切に対応することができる体制を整備すること。